いじめ問題防止に向けた支援体制モデル

宮城県教育委員会

いじめを許さない学校づくり

○いじている児童生徒に対しては、出席停止等の措置を含め毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
○児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。
○いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付づかないところで陰湿ないじめが続いていることもあり得ることを認識し、継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

観察　日常観察
チェック表の活用

情報収集　アンケート調査
日記　等

いじめ問題学校支援委員会（新設）

■構成員：市町村教育委員会担当者、小・中学校長、カウンセラー、保護者代表、適応指導教室担当者、民生児童委員、人権擁護委員、警察署等関係機関担当者　等
■内　容：いじめ調査、学校への指導助言、いじめ防止方策決定、関係機関との連携、家庭（保護者）支援、相談室設置　等

校内いじめ防止対策委員会（既設）

■構成員：校長（教頭）、生徒指導主事、養護教諭、該当教員、保護者代表、カウンセラー、民生児童委員、その他
■内　容：いじめ発見のための調査実施、関係機関との連携、保護者会対応、いじめ事案対応の指導方針及び指導方法等協議　等

いじめの早期発見・早期対応

○いじめは「どの子にも、どの学校でも起こり得る」問題であることを十分認識し、学校等における相談体制を充実し、児童生徒の悩みを受け止める体制を整備すること。
○学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力の体制で臨むこと。
○事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行うこと。
○いじめが発生したときは、学校のみで解決することなく、保護者等の訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取組む姿勢が重要である。また、教育委員会と連携して対処すること。
○学校におけるいじめの対処方針、指導計画等の情報については、日ごろから家庭や地域に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

早期発見　児童生徒、教師、本人
保護者、地域　等

いじめの把握

緊急対応

保護者

○いじめの事実を伝える。
○本人を守る姿勢を示す。
○信頼関係を構築する。

いじめられている子供

○受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
○安心：具体的支援内容を示し安心させる。
○自信：良い点を認め励まし、自信を与える。
○回復：人間関係の確立を目指す。
○成長：自己理解を深め、改善点を克服する。
＊心理的ケアを十分に行う。

傍観的子供

○グループ等への指導
○学級全体への指導
自分の問題として考えさせ、許されない行為であることに気付かせる。
○学年及び全校での指導

いじめている子供

○確認：事実関係、背景、理由等を確認する。
○傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
○内省：いじめられる子供のつらさに気付かせる。
○処遇：課題解決のための援助を行う。
○回復：役割体験等を通して所属感を高める。
＊心理的ケアを十分に行う。

保護者

○事実を伝える。
○心情（怒り、不安）を理解する。
○具体的助言を与え、立ち直りへの協力を得る。

学校　　家庭　　地域　　関係機関（相談機関，警察　等）